

議案第一号

門前地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）計画に
ついての議決の一部変更について

次のとおり門前地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）計画についての議決（昭和
六十一年三月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年吉月廿貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 事業の名称及び工事名中「門前地区農地造成、区画整理、」を「門前地区区画整理」に改める。

三 工事の概要を次のように改める。

三 工事の概要 区画整理 四、〇ヘクタール

農道整備 延長七五〇メートル、幅員五、〇メートル

四 事業費を次のように改める。

四 事業費 区画整理 四六、〇〇〇、〇〇〇円

農道整備 一二八、〇〇〇、〇〇〇円

合計 一七四、〇〇〇、〇〇〇円

六 工事の時期中「六十一年度」を「六十二年度」に改める。